

いじめ防止 学校基本方針



いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
いじめは、どの学校、どの子どもにも起こり得るものです。
他者を思いやり、仲良く生活する心をはぐくみます。
いじめの防止に向け、子どもと真剣に向き合います。

長崎大学教育学部附属小学校

095-883-2271

長崎子ども支援センター

095-844-6166

長崎地方法務局

0570-844-110

長崎大学教育学部附属小学校 いじめ防止基本方針

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

II 本校としての考え方

いじめ未然防止のために

① いじめは絶対に許されない

いじめはどんな理由があっても決して許されることはありません。いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しないことが肝要です。

いじめ早期発見のために

② ささいなケースも見逃さない

ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、いじめの兆候がある場合には、組織的にきめ細かく対応し、いじめの芽を摘んでいきます。

いじめへの対処のために

③ いじめの要因・背景にも目を向ける

いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析やいじめを受けた児童への対応にも配慮します。

育友会・関係諸機関との連携のために

④ 組織体で取り組む

いじめに関する情報が寄せられたときには、事務局が管理職と協議し、必要に応じて育友会及び関係諸機関と連携をとりながら取組を進めます。

いじめサイン発見シート

多くの子どもたちが、だれでも相談できずにいる『いじめ』。言葉では伝えられなくても、『いじめ』があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。『いじめのサイン発見シート』を使って普段の生活との違いを確認してください。

	いじめの早期発見チェックポイント
登校前	☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 ☐ 遅刻や早退が増えた。 ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
下校後	☐ スマホやメールの着信音におびえる。 ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。 ☐ 家のお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
就寝前	☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 ☐ 学校や友達の話が減った。 ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。 ☐ 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。
就寝後	☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 ☐ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 ☐ 服が汚れていたり、破られたりする。

いじめをしていますか？

※ いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人をことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこずかいでは買えない物を持っている。

あれ？もしかして・・・と思ったら

- 様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守りぬく」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視なさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「弱いからいじめられる」

御家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

いじめ対応について

1 いじめの防止について

- 引継ぎ会の充実（年度当初、幼小中の連携）
- 6月「北斗の子の心を見つめる教育週間」を設定する。
- ・道徳の授業公開 ・全校朝会（講話） ・掲示教育の充実
- 年に4度いじめに関するアンケートを実施。集約後、個人面談の実施。
- 毎週水曜日にスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。
- 毎月第4火曜日に職員による情報交換会の実施。
- 12月「校内人権週間」を設定し、人権意識啓発に向けた取組を行う。

2 いじめの早期発見について

（早期発見のための確かな情報収集）

- ①「学校教職員による発見」（62.5%）
 - ②「本人からの訴え」（19.4%）
 - ③「本人保護者からの訴え」（12.7%）（令和5年度 文部科学省）
- ※ 上記①～③を中心に、適宜、個人面談を設けたり、保護者と情報交換を行ったりするなど、いじめに関する情報を把握し、早期発見に努めるようにする。

・いじめと判断できる場合（いじめの態様【9項目 文部科学省】）

- 事実をいじめの態様に照らし合わせ、原因究明を図る。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句や嫌がることを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、たたかれたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、からかわれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他

3 いじめ防止対策委員会について（「重大事態の発生」と認識した場合）

- ①情報（学年）→②管理職へ→③関係諸機関、育友会→④「いじめ防止対策委員会」の招集
（学校）（情報提供・連絡）

4 いじめに対する措置について 【情報を基にした正確な事実関係の把握と対応】

- ① いじめと疑われる行為及び相談や訴えがあった場合、正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。その際、相談や訴えをした児童の安全確保を図る。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を招集し、支援体制の確立と組織的な対応を図る。
- ③ いじめられている児童からの情報を基に、事実関係を聴取し、いじめから守り通すための対応を行う。家庭訪問等を通して、今後の対応について保護者と情報を共有し、外部機関と連携・協力しながら、いじめられた児童に寄り添える体制を構築する。
- ④ いじめたとされる児童から情報を聴取する。いじめが確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ⑤ アンケート調査を実施し、聞き取り対象の児童を絞り込み、情報収集を行う。
- ⑥ いじめを面白がる「観衆」や「傍観者」に対して、「個を尊重し認め合う」という視点から指導を行うようにする。
- ⑦ ネットによるいじめに関して、被害が拡散しないように、必要に応じ、専門機関と連携しながら防止に努めるようにする。

5 解決後の支援について

- ・「再発防止」「いじめられた児童への配慮」などを軸に、3ヶ月以上の経過観察を行うようにする。